

## 行政改革推進本部専門調査会（第10回）議事概要

### 1 日時

平成19年5月23日（水）15：55～18：00

### 2 場所

総理官邸3階南会議室

### 3 出席者

（委員（敬称略））

佐々木毅（座長）、清家篤（座長代理）、朝倉敏夫、稲継裕昭、薄井信明、内海房子、岡部謙治、小幡純子、加藤丈夫、川戸恵子、古賀伸明、田島優子、西尾勝、西村健一郎、松本英昭

（政府）

渡辺喜美公務員制度改革担当大臣、林芳正内閣府副大臣、福井良次行政改革推進本部事務局長、根本康王行政改革推進本部事務局審議官、阪本和道総務省人事・恩給局次長、上田紘土総務省自治行政局公務員部長、金子順一厚生労働省政策統括官、川村卓雄人事院事務総局総括審議官

### 4 議事次第

- （1）開会
- （2）渡辺公務員制度改革担当大臣挨拶
- （3）関係官庁からのヒアリング
- （4）「論点の柱立て」について意見交換
- （5）閉会

### 5 議事の経過

渡辺公務員制度改革担当大臣より、以下の旨の挨拶があった。

各委員には精力的な議論をして頂き感謝する。公務員制度改革に関し、国会の議論も本格的に始まっており、政府案だけでなく、民主党も自前の案を出していることから大変活発な議論になっている。我々としては今国会での成立を期待をしている。

専門調査会における議論の整理においては、労働基本権を含む労使関係の問題について、改革の方向で見直しをすべきとされている。前回申し上げたとおり、協約締結権、争議権を一定の範囲で付与する方向でぜひご検討を頂きたい。今後のスケジュールについては、公務員制度改革の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ法案の動きからも、ぜひ秋ごろ、10月くらいを目途に最終的な結論を出して頂きたい。

総務省人事・恩給局次長より資料2に沿って説明があった後、各委員から以下のような質問や意見があった。

- ・ 国民や社会の要請に応える質の高い行政を確保するために公務員制度改革が必要であり、労働基本権を含む労使関係についても改革の方向で見直すべきということであると認識しているが、今の説明では、現状維持を強く意識されているのではないかと思わざるを得ない。資料の諸外国の例については、全体として諸外国で労働基本権がどのような実態にあるのか知ることができない。例えば、イギリスでは、軍人や警察官を除きストライキを禁止する法律はなく、締結した協約については履行義務を負うという慣行が定着している。ドイツの官吏は公務員のうち約44%であり、残りの非官吏については使用者代表と交渉により決められている。フランスは協約締結権がないとだけ記載されているが、警察官や監獄職員を除き争議権が認められている。また、公務員省の大臣が主要7組合と給与について交渉し、議定書が作成された場合にはこれに従うという慣行がある。
- ・ 労働基本権を付与した方が国・国民にとってメリットがあることを国民に分かりやすく説明できることが重要との指摘はそのとおりであるが、国の人事当局者として、付与した場合のメリットとしてどのようなものがあり得るかとの質問に対し、強いて言えば、人事管理、労務管理にもう少し人事当局が主体性を持って当たるということが出てくるのではないかと、また、説明責任、労使間での納得性、透明性、ひいては労使ともにコスト意識が出てくる、ということはあるのではないかと、との回答があった。
- ・ 労使関係を改革すると労務コストが増大する、という意見がよく出るが、一部のキャリアの再就職あっせんにも多大な労力を費やす一方で、労使関係もないままに無定量に働かされる若手職員の問題がある。一定のコストがかかるのは、当然であり、上意下達という一方的な労使関係ではなく、双方向によるコミュニケーションを密にする中で、組織や国全体のパフォーマンスを向上するかにについて考えるべきである。

人事院事務総局総括審議官より資料3に沿って説明があった後、各委員から以下のような質問や意見があった。

- ・ 資料3の給与勧告の状況について、近年は据え置きやマイナス勧告が続いている、これだけマイナス改定を続けていて、特段の大きな紛争があるようには見えないが、その理由についてどのように考えているか、との質問に対し、年収ベースでは平成11年からずっと下がり続けており、最初にマイナスになった頃は相当議論したが、公務員給与の民間準拠の方式は、その段階で50年を経て相当精緻なものになっており、組合もその点は理解して頂いていたのではないかと、民間の状況が変われば、人事院勧告の数字も変わっていくということで落ち着いてきているのではないかと、ただし、マイナスをどのように減らすかについては、勧告の前に何十回にわたり議論を積み重ねた結果として俸給表

を含めた全体像を示している、との回答があった。

- ・ 資料7の職員団体の組織率が平成16年度に上昇している理由について質問があり、国立大学が非公務員化され、全大協という組合があったが組織率は30%以下と低く、これが外れたことにより統計的には上昇した、との回答があった。
- ・ 資料2の給与勧告の手順について、基本権が付与された場合には、これがどのように変わるのか、との質問に対し、どのような制度になるかによる、官民比較を残すとすると調査の部分はそのまま残りの部分が労使交渉となるし、民間準拠をもっと大まかに考えれば調査はなくてもよいということになる、との回答があった。
- ・ 給与勧告の実質的な影響を受ける人が700万人と説明があった点について質問があり、自衛官等の特別職国家公務員、地方公務員、公的法人や私立大学、病院、さらに漁業組合や農業組合の中にも公務員準拠としているものがあり、堅いところで700万人くらいの方々の指標になっていると考えている、との回答があった。
- ・ 人事院制度と同様の制度は外国にあるのか、人事院制度は日本では定着し、評価されていると考えているのか、との質問に対し、前者については外国でもメリットシステムを保護するための規模の小さい組織はある、後者については、法的には労働基本権は制約されているが、人事院勧告制度における労使関係は、慣行としては、十分に労使協議をしているという実質があると考えている、との回答があった。

厚生労働省政策統括官より資料4に沿って説明があった後、各委員から以下のような質問や意見があった。

- ・ 公務における安定した労使関係の維持構築に資するものとなることが重要との指摘について、現在の公務員の労使関係は問題があると考えているか、との質問に対し、労使関係については、いろいろな評価があると思うが、現在は総じて良好な状況にあると考えている、との回答があった。
- ・ 争議行為に係る諸規制の緊急調整やスト規制法が発動された例はあるのか、との質問に対し、緊急調整の実績については、昭和27年に1件実績がある、スト規制法に違反した事例については承知していない、との回答があった。
- ・ 公務員の労使関係が総じて良好との説明について、労働側としては、労使の信頼関係の維持の努力はしてきているが、制度的にこれで良いとは考えていない。なお、先ほど人事院のマイナス勧告について、組合側は不満と批判を表明している一方、信頼関係は維持していこうと努力していることを申し上げておきたい。
- ・ 国民から見て公務員の労使関係はどのように思われていると考えているか、との質問に対し、労使関係は一定の緊張関係があることを前提としており、その上で話し合いが行われてきているということでは良好であると申し上げた、

国民からはどう見えるかについては、公務の労使関係は国民へのサービスにも大きな影響があるという意味で労使関係という立場からだけで単純に評価できないのではないかと。所管している現業等の労使関係については、総じて良好であるが、もう少し説明責任を果たす必要があるのではないかとという問題意識を持っている、との回答があった。

国家公務員の人材確保等について、人事院事務総局人材局長より資料5に沿って説明があった後、各委員から以下のような質問や意見があった。

- ・ I種試験の申込者数がかなり減っている。今後の心配の理由として挙げられた新しい司法試験、公務員への厳しい批判、民間の採用数の増加のほかに理由は考えられるか、例えば、結果的に年功序列となっているということが就職意欲を減じているといったことはないか、との質問に対し、学生にアンケートを取った結果では、公務員を志望している人とそうでない人とでイメージが違っている。公務員志望者からの回答では、公務員も厳しい競争をしており、画一的に昇進するというものとは違うイメージを持っている、いずれにしても、実像をさらに学生にアピールする必要がある、との回答があった。
- ・ 経験者中途採用について、採用される人の任期の有無、各省万遍なく募集や応募が行われているのか、との質問に対し、最近では、金融庁で弁護士や公認会計士等を多く採用したり、内閣府で政策決定に携わる地位の高いポストに大学の先生が就く例などがあるが、任期付の場合とない場合と両方がある、との回答があった。
- ・ I種試験の受験者数の減少について、今後、法学部の定員が減少し、大部分がロースクールに進むとなると困った事態になると考えるが、どのような人材確保の方策を考えているか、外国では、テークホーム試験として自宅で受験できる制度もある、また、公共政策大学院や法科大学院修了者は1次試験を免除するなど様々な方策で有為な人材を確保する必要がある、との質問に対し、法科大学院の定員は6000人ほどもあり、優秀な人を多く採用できるよう努力していきたい、現在は、ロースクール進学者は法曹志向が強いが、今後は、公務に関心を持つ人も出てくることを期待している、また、昨年経験者採用システムで金融庁が司法試験合格者を採用している例がある、そのほか、昨年I種試験の仕組みを変えて、記述式の専門試験のウェイトを大きくしたことは、公共政策大学院や法科大学院出身者の合格率が高くなった要因の1つではないか、との回答があった。
- ・ 早急に試験制度については改善が必要であり、試験の免除を含めて考えて頂きたい。法科大学院生も全員が司法試験に合格するわけではなく、危機意識を持っている。
- ・ 試験制度も重要であるが、なぜ、公務員に魅力がないかについて考えることが必要ではないか。
- ・ 労働経済学の視点から見ると、公務に就く場合には、民間にはない仕事をす

